



# フィリピン:改正マネーロンダリング 防止法の施行規則について

UHY Tokyo ニュースレター No. 1 / 2017年11月

2016年に発生した、バングラデシュ中央銀行から8,100万USドルがフィリピンの銀行(RCBC)に不正に送金されカジノを通じて資金洗浄された事件を受け、フィリピン当局はAML(A) (ANTI-MONEY LAUNDERING ACT) においてマネーロンダリングに対するより厳しい姿勢を打ち出しています。

このフィリピンにおけるマネーロンダリングとテロ資金調達への対抗のため、2017年11月4日に共和国法10927号「共和国法9160号に基づくカジノ指定法もしくは2001年AML(A)の改正法」(AN ACT DESIGNATING CASINOS AS COVERED PERSONS UNDER REPUBLIC ACT NO. 9160, OTHERWISE KNOWN AS THE ANTI-MONEY LAUNDERING ACT OF 2001, AS AMENDED)の施行規則が発効しています。

この施行規則では、以下のような基本原則が要求されています：

- (1) 高度な倫理基準の遵守、所轄政府機関 (Appropriate Government Agency, AGA) ガイドラインに準拠したコーポレートガバナンス
- (2) 顧客に係る情報の収集
- (3) マネーロンダリングおよびテロ資金調達に対する適切なリスク管理システムの採用及び効果的な実施
- (4) マネーロンダリング防止プログラム (MLPP) に則り、役員および従業員が責任を認識し、適切な行動をとること
- (5) 効果的な実施のためマネーロンダリング防止当局 (ANTI-MONEY LAUNDERING COUNCIL, AMLC) および所轄政府機関との協力

## 対象者および対象取引

この施行規則は、インターネットおよび船上のカジノを含む、フィリピン政府の管轄区域内で運営され、所轄政府機関の許可を得てカジノ運営に従事するすべての事業者及び関連する取引を対象とします。ただし以下を除きます：

- (1) 所轄政府機関によって許可された伝統的なビンゴ事業者
- (2) フィリピン慈善宝くじ事務局 (PCSO)
- (3) その他、防止当局および所轄政府機関によって免除される事業者等

対象取引は、5百万PHペソ（または他通貨における同金額相当額）を超える金額を含む取引となります。また、以下に当てはまる取引は金額に係らず、疑義取引として対象となります：

- (1) 法律上または貿易上の義務、目的または経済的正当性が存在しない取引
- (2) 顧客が適切に特定されていない、顧客情報が不十分な取引
- (3) 顧客の財務能力に見合わない取引
- (4) AML(A)に基づく報告対象となることを避けるためにスキーム化されていると認識された取引
- (5) 顧客情報および/または顧客の取引履歴から逸脱している取引
- (6) マネーロンダリングやその他違法行為等にかんする形であれ関与している取引
- (7) その他類似の場合

## 対象取引および疑義取引の報告

5営業日以内に、カジノ事業者は対象取引および疑義取引を防止当局に報告することが義務付けられます。ただし、発生から15営業日を超えない異なる期間を当局が規定している場合を除きます。さらに、当施行規則では疑義取引の「発生」を「取引における疑義内容の決定日」と定義しており、その決定は、取引発生後10日以内に行わなければならないとされています。しかし、取引または取引者が何らかのマネーロンダリングや違法行為等に関与していると推測される場合においては、この決定のための10日間は、カジノ事業者が疑義の兆候を知った、または知ったはずの日から起算されることとなります。

この施行規則の発効から90日以内に、すべてのカジノ事業者はマネーロンダリング防止当局の電子報告システムに登録することが義務付けられます。また、同じく90日以内に、カジノ事業者のコンプライアンスオフィサーは、防止当局と所轄政府機関に対し、施行規則の規定が具体化され、カジノ事業者の取締役会に承認された新しいマネーロンダリング防止プログラムが具備されていることを証明する誓約書を提出することが義務付けられます。

---

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

---

※本ニュースレターは、UHY, M. LAguirre が作成した原文からの翻訳版です。日本語訳と原文に差異が生じた場合は、原文が優先されます。

---



## コンタクト

### UHY東京監査法人

片岡 嘉徳 - パートナー

Email: [yoshinori.kataoka@uhy-tokyo.or.jp](mailto:yoshinori.kataoka@uhy-tokyo.or.jp)

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : <http://www.uhy-tokyo.or.jp/>

